

世田谷区スポーツ施設課長あて

利用者番号: _____

利用団体名: _____

(該当する方に○) 代表者・構成員 氏名: _____

総合運動場における中学生の硬式ボールの使用にあたっての確認書

総合運動場野球場における小学生・中学生の硬式ボールの使用するにあたり、「総合運動場における中学生の硬式ボールの使用について」における利用条件を満たしており、内容を理解し遵守した上で施設を利用します。

利用条件	確認欄(該当する場合は「✓」をつける)	受付 処理欄
(1)世田谷区に拠点を置く団体であること。		
(2)安全管理の徹底のため、リトルシニアリーグ・ボーイズリーグ・ヤングリーグ等での指導経験のある指導者を配置すること。		
(3)公式・練習を問わず、試合を開催しないこと。		
(4)ノックは指導者が行うこと。		
(5)バッティング練習を行わないこと。ただし、ティーバッティング、トスバッティングは可能だが、1塁側では行わないこと(1塁側は東名高速道路があり、万が一ネットを越えた場合、大事故につながる危険があるため)。また、ティーバッティングを行う場合は、集球ネットを利用し、飛び出し防止を図ること。ネットは利用者が持参すること。		
(6)ボールを場外に出さないこと。また、ボールが場外に飛び出すおそれがある場合は、練習を止め、指導者が注意するなど防止に努めること。(1塁側外側の東名高速道路において、不用意なボールで甚大な事故を生起させるおそれがある。また、散策やジョギングなどの公園利用者に怪我をさせるおそれがある。)		
(7)ボールの場外飛び出しが発生した場合は、速やかにプレーを中止し、以下の通り対応すること。 ①管理事務所へ報告し、ボールの捜索を行うこと。 ②ボールによる被害や影響を受けた関係者に誠意をもって謝罪すること。 ③負傷者がいる場合は、管理事務所に報告すること。 ※被害者、負傷者の保護を第一として、施設管理者及び警察の立会いのもと被害状況を明らかにしたうえで、団体にて適切に対応すること。 ※車両等にボールが当たる場合もあるため、必ず物損確認も行うこと。		
(8)使用後は、グラウンド整備及び用具の整理整頓を行うこと。		
(9)団体向けスポーツ保険に加入していること。		
(10)その他、けやきネットの利用規約に従うこと。		